

## 第4章 まん延防止

### 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

平時には、住民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び住民や事業者等の理解促進に取り組むとともに、有事には適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要である。このため、医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が実施されることとなる。

特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、市は、国・県と連携しながら、対策の効果と影響を総合的に勘案し、感染状況等の変化に応じて対策の見直しを機動的に行うことが重要である。

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等【保健福祉部、政策企画部、総務部、教育部】

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。
- ② 市及び学校等は、平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

## 第2節 初動期

### 2-1. 市内でのまん延防止対策の準備【保健福祉部、政策企画部、総務部】

- ① 市は、県と連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者への対応や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請及び健康観察への協力等）の確認を進める。
- ② 市は、国や県から、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく、有効なまん延防止対策に資する情報が提供されたときは、速やかに関係機関に共有し、周知を行う。
- ③ 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. まん延防止対策の内容

まん延防止対策として実施する対策の選択肢としては、以下のようなものがある。

市は、国及び県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、感染状況及び住民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、住民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

#### 3-1-1. 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

##### 3-1-1-1. 外出等に係る要請等【保健福祉部、総務部、産業観光部】

市は、地域の感染状況に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛の呼び掛け等を行う。

また、県は、まん延防止等重点措置として、重点区域<sup>47</sup>において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請<sup>48</sup>や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請<sup>49</sup>を行う。

市は、上記要請が行われた場合は、県と連携し、住民等へ要請内容の周知等を行う。

##### 3-1-1-2. 基本的な感染対策に係る勧奨等【保健福祉部、総務部、産業観光部】

市は、引き続き、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

#### 3-1-2. 事業者や学校等に対する要請

##### 3-1-2-1. 営業時間の変更や休業要請等【保健福祉部、政策企画部、総務部、産業観光部、教育部、競艇事業局】

県は、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請<sup>50</sup>や、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設<sup>51</sup>を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請<sup>52</sup>を行う。

市は、上記要請が行われた場合、市内の対象事業を行う者及び施設管理者等へ要請内容の周知を行うとともに、市が運営する施設等における使用制限（営業等時間の変更、人数制限、停止（休業）等）の検討を行う。

##### 3-1-3. その他の事業者に対する要請【保健福祉部、政策企画部、総務部、市民部、産業観光部、都市建設部、教育部、競艇事業局】

① 市は、国及び県と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底及び従業員に対

<sup>47</sup> 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

<sup>48</sup> 特措法第31条の8第2項

<sup>49</sup> 特措法第45条第1項

<sup>50</sup> 特措法第31条の8第1項

<sup>51</sup> 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設に限る。

<sup>52</sup> 特措法第45条第2項

する基本的な感染対策等を勧奨する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を依頼する。

- ② 市は、必要に応じて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう呼び掛けを行う。
- ③ 市は、県からの要請を受けて、保有する公共施設等における基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定を行うほか、必要に応じてその内容の見直しを行う。
- ④ 市は、必要に応じて、感染のリスクが高まっている地域への出張の延期・中止の呼び掛けを行う。
- ⑤ 市は、事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組を検討する。

#### 3-1-4. 学級閉鎖・休校等の要請【保健福祉部、総務部、教育部】

市は、国及び県から情報提供・共有される感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、学校・保育施設等に対し、感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、市は、国及び県の要請を受けて、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。

#### 3-2. 市内の感染状況等に応じた対策の検討【保健福祉部、政策企画部、総務部、市民部、産業観光部、都市建設部、教育部】

市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報を踏まえ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置適用に係る県への要請を検討する。

また、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言に至らない場合であっても、感染状況を住民や事業者等に可能な限り分かりやすく情報提供・共有することは、まん延防止対策の効果を高めるために重要である。

県において、県内の感染状況等について独自の指標等を用いて、段階(警戒度等)が示されることになった場合には、当該段階を住民等に周知すること等により、効果的に市内の感染防止対策を実施する。